「地域包括ケアシステム」の構築について

資料6

ア「新しい総合事業」への移行…平成 29 年度移行予定

- 〇市町村が中心となって地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、 多様なサービスを充実することで要支援者等に対する効果的かつ効率的な 支援等を可能する。
- 〇平成 29 年より、現行、介護予防給付となっている「訪問介護」「通所介護」 が地域支援事業の「新しい総合事業」に移行される。
- 〇申請手続きの簡素化及び高齢者人口の増大により利用者が増えることが 予想される。

【総合事業対象者推計】

※27 年度 介護予防給付費 1 人あたり 226 千円・総合事業移行率 48.9%

平成 27 年 (介護予防給付費 293,110 千円)

•要支援1•2

→ 1,297 人

・「新しい総合事業」移行者推計→ 634人

介護予防給付費推計→ 143,284 千円

平成 29 年

•要支援 1•2

→ 1,445 人 (第 6 期介護保険計画推計値)

・「新しい総合事業」移行者推計→ 706 人

介護予防給付費推計→ 159,556 千円

※介護予防給付費は 16,272 千円 の増額が見込まれる(市負担額:2,034 千円)

イ「認知症初期集中支援チーム」の設置

- 〇平成30年度までにすべての市町村に設置が義務付けられている
- 〇本市では平成29年度にモデル事業を委託事業にて実施

[参考: 千葉市にて 26 年実施 予算額 6,700 千円] (市負担額: 1,306 千円)

ウ「高齢者相談センター」の業務充実

- ○「高齢者相談センター」については圏域の高齢者人口がおおむね 6,000 人 未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各 1 配置しなけれ ばならない。
- 〇本市では、各圏域で高齢者人口が 6,000 人を超えたことから、平成 27 年度 から専門職 1 名を増員した。
- ○今後、高齢者人口の増大が見込まれることから、更なる増員の必要性が 見込まれる。
- 〇平成29年度にすべての市町村に生活支援体制整備事業として「生活支援 コーディネータ」を配置しなければならない。
- [5 圏域各 1 名配置:5,500 千円×5 人=27,500 千円](市負担額 5,363 千円)

3 事業増額合計 50.472 千円

市負担合計額 8.703 千円

	財政効果額	77 歳支給人数
29 年度	7,560,000 円	1, 512人
30 年度	8,430,000 円	1, 686人
31 年度	9,055,000 円	1, 811人